

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害のリスク

横浜町は、南北に細長く、南地区・本町地区・北地区に集落形成して商工業者が点在しており、また、高規格道路「下北半島縦貫道路」建設が進められており、ここ10年で「人・もの・こと」の流れが大きく変わろうとしている。気象的には、寒候期には日本海側、暖候期には太平洋側の天気特性となり、夏には南東風が多く、冬には北西風が強くなる。特に初夏の低温と濃霧を伴う冷たい北東風(ヤマセ)が長く続く年は、低温・日照不足により農作物の生育に影響を及ぼす。

横浜町では災害対策基本法の規程に基づき、地域防災計画として「風水害等災害対策編」「地震・津波災害対策編」「原子力編」及び横浜町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定している。

(洪水：ハザード)

風水害等の災害のうち水害は、1973年(昭和48年9月)集中豪雨(370mm)により建物全壊流失12戸、床上浸水48戸、床下浸水80戸、国道279号線決壊、鉄道流失等の被害を受けて激甚災害適用、被害額5億6000万円、多くの商店も甚大な被害を被った。これを契機に県管理の二級河川三保川、桧木川、鶏沢川の護岸や堤防の改良工事などがなされ、以降大きな水害被害は受けることはなくなった。横浜町では洪水ハザードマップは未策定であるが、台風、豪雨時の想定外の雨量による被災も留意する必要がある。

(土砂災害：ハザードマップ)

土砂災害の被害は、横浜町において過去発生していないが、土砂災害ハザードマップ(横浜町寺下・旭町地区及び有畑地区)では、商工会会員の小売業、卸業の3会員が急傾斜地の崩壊のおそれがある土砂災害特別警戒区域に隣接している。また、溜池ハザードマップ(太郎須田溜池・本町地区)では、200年に一度の大雨が降り農業用溜池が決壊した場合の最悪の条件下では、商工業者の多くが立地する本町地区において1m未満の浸水が想定されている。

(地震：J-SHIS)

過去の災害の記録としては、地震では、1968年(昭和43年5月16日)十勝沖地震震度5 国鉄大湊線、国道279号線不通、人的被害はなかったが商工被害として商品被害、住家一部破損他被害総額5,700万円、1983年(昭和58年5月)日本海中部地震震度5、被害なし、1994年(平成6年)三陸はるか沖地震 震度5、被害なし、2011年(平成23年3月11日)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)震度4、約1日間全戸停電、被害なし、陸奥湾に面しているが津波による大きな被害はなかった。津波ハザードマップでは、商工業者が多く立地する本町地区に津波高3mが想定されており、水産加工業や商店等の多くが津波の影響を受ける事が想定されている。

(その他特に想定されるリスク)

横浜町は、冬期間西風が非常に強く積雪は少ないが2012年(平成24年2月)大雪によって国道279号線が19時間通行止めになり避難場所10か所開設、人的被害はなかった。また、火災は、1965年(昭和40年)本町大町地区大火、役場通り8戸焼失、1975年(昭和50年12月)有畑小中学校校舎全焼、1991年(平成3年5月)本町大町地区大火、4戸焼失等があったがここ10年以上大きな火災は発生していない。本町大町地区は2度大火に見舞われているが商店街を形成しており、店舗も隣接してあることから日常的な防火対策が求められている。

(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザ等(感染症)は、10年から40年の周期で出現し、世界的な大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルスは、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

当町の小規模事業者等に対するサイバー攻撃が発生した場合、情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

(2) 域内の商工業者の状況

- ・商工業者数 205人
 - ・小規模事業者数 196人
- (うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は、1人)

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所立地状況等)
建設業	37	35	町内に広く分布している
製造業	12	11	北地区に多い
卸売業	8	8	本町・北地区に多い
小売業	43	41	町内に広く分布している
飲食店・宿泊業	24	23	本町地区に多い
サービス業	46	44	本町地区に多い
その他	35	34	

(出典：商工会実態調査)

(3) これまでの取組

1) 横浜町の取組

- ・災害基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に横浜町防災会議において「横浜町地域防災計画」として地震・津波災害対策編、風水害等災害対策編、原子力編を策定している。
- ・横浜町新型インフルエンザ等対策行動計画を平成27年4月に策定している。
- ・地震・津波災害に係る防災訓練は、総合防災訓練として大規模地震、津波を想定して行政、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、町民等が参加して毎年10月第2日曜日に災害広報、避難、消化、救助、炊き出し等訓練を実施している。
- ・原子力に係る防災訓練は、国及び県、原子力事業者等関係機関と連携、支援のもと、災害対策本部設置運営、通信連絡、モニタリング、避難訓練等を年一回実施している。
- ・横浜町地域防災計画に基づき、災害発生直後から物資の流通が確保されるまでの間の被災者の生活を支えるために閉校になった旧二中に食料、生活必需品(飲料水、毛布、簡易トイレ、発電機等)を備蓄し、定期的な点検と更新を行っている。道の駅に隣接した場所に令和2年度新防災備蓄倉庫が建設されて道の駅周辺の防災拠点機能が高まっている。
- ・災害時における情報提供は安心・安全確保の大きな要素であり、防災情報ネットワーク(県独自の防災専用回線)および総合防災情報システム(気象、河川、道路、環境放射線モニタリング情報等)を活用して防災無線、町ホームページ等による周知のほか、民間事業者との連携により町指定避難所、役場庁舎のWi-Fiで防災マップ、指定緊急避難場所検索、気象情報等の防災関連情報を一体的に情報発信する。

2) 横浜町商工会の取組

- ・国発行の「事業継続力強化計画認定制度案の案内」等のリーフレットを小規模事業者に配布しながらBCPの必要性や施策活用に関する情報提供して計画策定の支援をしている。
- ・横浜町商工会事業継続計画(BCP)策定するとともに、事業者のBCP計画策定支援事業としてのセミナー開催や策定に向けて支援を実施している。
- ・災害時における会員の被災状況の収集、大地震、台風、豪雨等の自然災害発生時に会員事業者の被災状況について情報収集して、青森県及び青森県商工会連合会並びに横浜町へ報告している。
- ・小規模事業者に対して火災、地震、豪雨等の災害リスクやそれに伴う経営休業、自動車事故、労災事故、賠償責任などに備える各種損害保険等について、全国商工会連合会、青森県商工会連合会、青森県火災共済協同組合等と連携し損害保険等の普及・加入促進を行っている。
- ・防災備品(非常用発電機、投光器、スコップ、懐中電灯、医薬品、非常食等)を備蓄
- ・町と商工会で災害時における物資の供給に関する協定書を令和2年3月16日締結
- ・横浜町が実施する防災訓練への参加及び協力

3)事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・町内小規模事業者を訪問し事業者BCPの策定に係る指導7者
- ・事業継続力強化に関するセミナー 年1回
- ・青森県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進 2者
- ・防災訓練の実施 1回

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①現状では、自然災害等による緊急時の取組について漫然な記載にとどまり、個々人の責務、役割が明確性に欠ける。
- ②町外から通勤する商工会職員もいることから土日、夜間・早朝の時間帯での災害発生時においては、緊急対応できないことから役員、青年部・女性部等の町内在住者の協力体制の構築も必要である。
- ③保険・共済に対する説明、加入促進については担当者が主に担っているが当会職員全員で情報共有しながら小規模事業者ベストマッチする保険・共済を提案し有事の際のリカバリーの一助とする必要がある。
- ④横浜町は、地震、台風、豪雨はあるものの事業に影響を与える甚大な被害は稀有なことから、小規模事業者のBCPの策定に関心が低い面がある。
- ⑤感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒薬等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する必要がある。

【対策】

- ①自然災害等による緊急時の取組について、当商工会の事業継続計画(BCP)にある災害発生時における担当業務や業務リストによる個々人の責務、役割を再確認する。
- ②勤務時間外等での災害発生時には、町内にいる職員の参集を優先して対応し、必要に応じて役員等への協力を要請する。
- ③当会職員による巡回指導時に、保険・共済等の提案ができるように支援能力の向上を図る。
- ④事業継続力強化計画作成研修会等を開催し、計画の重要性を理解していただき、策定の意識向上を図る。
- ⑤小規模事業者の感染症対策として、体調不良者が発生した場合は早期の医療機関受診を勧めると共に、来客者等の接客時には原則マスクを着用し、事務所出入口における手指消毒の対応を図る。

3 目標

本計画の目標設定にあたっては、横浜町地域防災計画に基づき、想定外の大規模自然災害等にも備えた中小企業等に対する事前防災や災害発生後の早期復旧の対策について、町、商工会等が連携して取組むこととし、特に町内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のために次の取組を行う。

- ・町内小規模事業に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し、専門家や損保会社等の連携により個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援強化を図る。
- ・町外在住職員もいることから災害発生時の連絡・情報収集を円滑に行うため組織内における体制をケースバイケースで可視化しておき、当会と当町との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築し、随時訓練等を行い必要な見直しを行っていく。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ①年3者に対して事業者BCPの策定支援を行う。
- ②町内全体の事業継続力強化(BCP)の策定率を5%

③損害保険加入の取組を5者に対して行う。

④上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 域内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・町と連携し地区内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を巡回経営指導時等により把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・町広報やホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組んでいる小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

(3) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等策定状況の確認指導を行う。
- ・事業継続力強化に向けた、補助金・税制優遇等の支援策について紹介する。
- ・当会と当町の関係部署において年度当初に連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(4) 知見の共有及び事業継承力の底上げ

- ・町広報などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を紹介する。
- ・同じ地域や同じ業種など関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

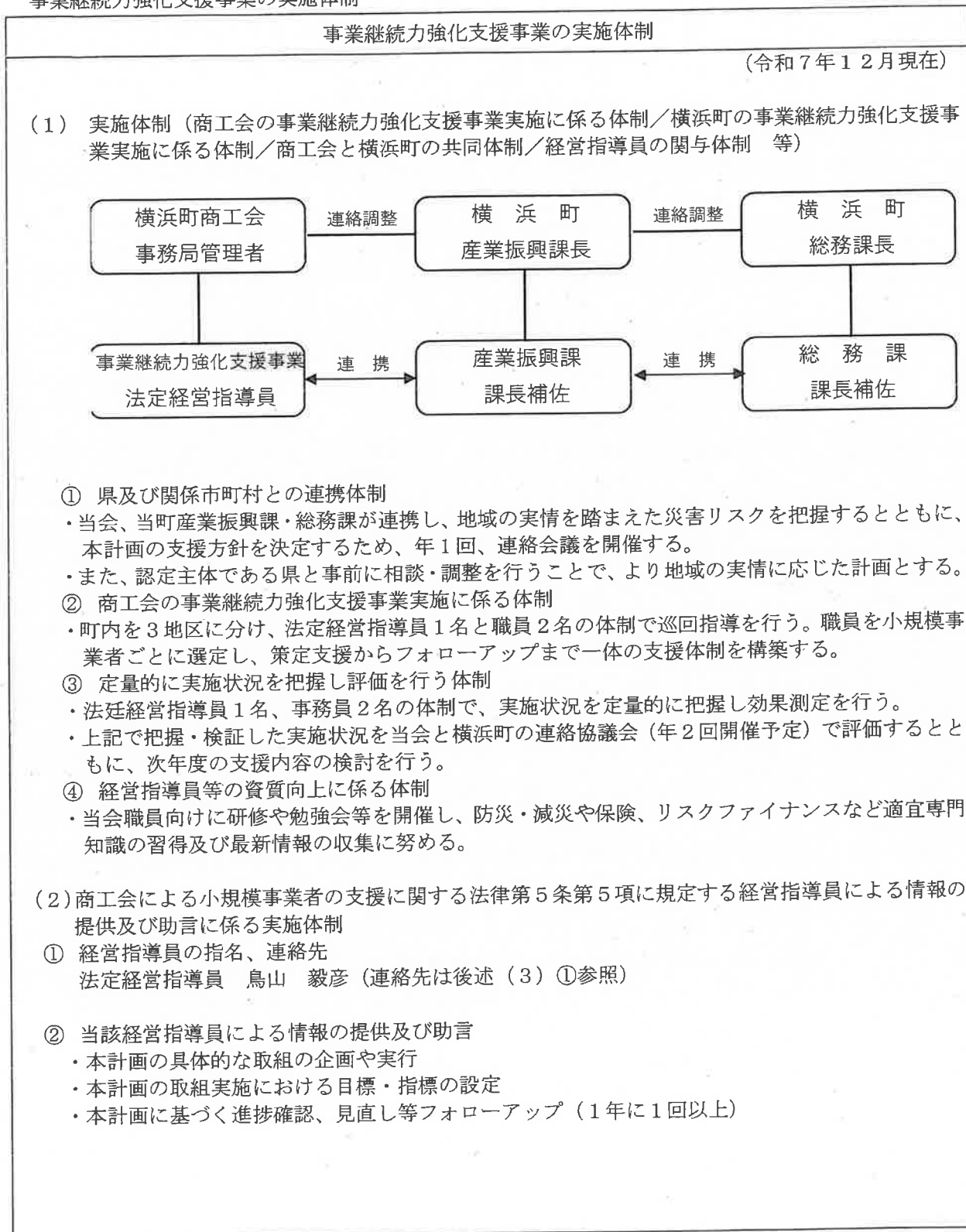
- ・連携する青森県火災共済や会員福祉共済等の自家共済全国共済全国商工会連合会、損害保険の引受契約している東京海上保険、生命、医療保険の引受契約しているジブラルタ生命保険から専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

横浜町商工会

〒039-4145 青森県上北郡横浜町字寺下6番地

TEL : 0175-78-2218 / fax : 0175-78-3964

E-mail : 7no87-sci@aomorishokoren.or.jp

②関係市町村

横浜町役場 産業振興課

〒039-4145 青森県上北郡横浜町字寺下3番地

TEL : 0175-78-2111 / fax : 0175-78-2118

E-mail : takehiro_akita@town.yokohama.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	140	140	140	140	140
・調査費	20	20	20	20	20
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・パンフ・チラシ作成費	30	30	30	30	30
・通信費	5	5	5	5	5
・消耗品費	5	5	5	5	5

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調 達 方 法
会費収入、横浜町補助金、青森県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。